

		ベルギー	フランス	ドイツ
消防行政を所管する組織		連邦政府内務省市民安全庁	内務・海外領土・地方自治体省市民安全局	各州政府（内務省）
消防事務を実施する機関		消防局	県消防局 （ただし、パリ周辺、マルセイユ市は軍隊が消防活動を担っている。）	市町村 （常備消防隊又は義勇消防隊）
その機関が所属する政府のレベル		市町村レベル	県レベル	市町村レベル
消防機関の実施任務	消火活動	○	○	○
	救急搬送	○	○ 医療的措置が必要なものは、SAMUが担当	州により異なる。その概要としては、北部では、消防機関が実施しているが、南部では、赤十字等が実施している。
	救助活動	○	○	○
	災害、水害への対応	○	○	○
	予防行政	○	○	○
	危険物の保安	火災予防の観点から消防局が関与することもありうるが、労働関係や運輸関係などの各行政機関も関与する可能性あり。	○	大都市は実施、その他は州政府が実施 連邦政府又は州政府が実施
	武力攻撃事態における避難誘導	連邦レベル及び市町村レベルで警察が実施	警察及び憲兵が実施	消防、警察等が実施
消防職員の権限	国際救助支援	○	回答なし	連邦政府が実施
	他人の建物や土地への立ち入りを行う権限	○	警察又は憲兵の立ち会いの下認められている。	○
	消火活動中の近隣建物を破壊する権限	○	×	○
	道路を優先的に通行する権限	○	○	○
	特定の区域への一般人の立ち入りを制限する権限	×	警察又は憲兵の立ち会いの下認められている。	○
国家公務員・地方公務員の別		地方公務員	地方公務員	地方公務員
職業的消防職員とボランティア消防職員の数		職業的職員：約5,000人 ボランティア職員：約12,000人	職業的職員：39,226人 （この他パリ消防軍職員：約7,500人 マルセイユ消防軍職員：約2,500人） ボランティア職員：197,835人	職業的職員：約35,000人 ボランティア職員：約200,000人
職業的消防職員とボランティア消防職員の関係		同一の機関で勤務している。	基本的には同一の機関で勤務している。 ただし、農村部の小規模コミュニティにおいては、ボランティア消防職員のみで活動するところもある。	同一の機関で勤務している。
労働基本権の状況	概要（他の一般公務員との比較）	労働基本権の状況は、一般公務員と同様	労働基本権の状況は、一般公務員と同様	労働基本権の状況は、一般公務員と同様
	団結権	○	○	○
	団体交渉権	○	○	○
	協約締結権	○	×	×
	争議権	○	行政的争議（文書作成等）は認められているが、消防に関する争議は認められていない。 従って、争議が行われても消防活動は保証される。	×
職業的消防職員の給与決定方式 （イ）当局との労働協約により決定 （ロ）法律その他の規範により決定 （ハ）その他		（ハ）各市町村は独自に給与水準を決めることができるが、全国的な上限及び下限も定められている。	（ロ）	（ロ）
（ロ）の場合、法律等を作成する際に労働組合と当局との合意は行われているか。		—	事前協議は行われているが、合意に法的拘束力はない。	交渉や意見表明は行われるが、いかなる合意も法律に優先しない。
職業的消防職員について緊急時対応などを理由に労働基本権を制約する制度の有無		職業的消防職員には、最低限の職務遂行が義務付けられている。	職業的消防職員には、消防に関する争議は認められず、活動義務が課されている。	—
職業的消防職員のストライキ事例		発生事例あり （この間の緊急出動は適切に実施された。）	把握事例なし	把握事例なし

西ヨーロッパ②		消防行政の概要及び職業的消防職員の労働基本権の状況等		
		イギリス	オランダ	ノルウェー
消防行政を所管する組織		地域社会・自治省消防防災局	内務・王国政務省	司法・警察省
消防事務を実施する機関		消防本部	市町村 （消防局）	地方自治体 （消防局）
その機関が所属する政府のレベル		原則として、二層性の地域では、県又は大都市消防組合が消防本部を設置、一層性の地域では、一部事務組合等で実施している。	市町村レベル	市町村レベル
消防機関の実施任務	消火活動	○	○	○
	救急搬送	NHS（国民健康サービス）が実施	○	地域保健機構が実施
	救助活動	○	○	○
	災害、水害への対応	○	○	○
	予防行政	○	○	○
	危険物の保安	○	○	○
	武力攻撃事態における避難誘導	内務省が実施	防衛省が実施	警察が実施
	国際救助支援	○	外務省が実施	×（実施主体は不明）
消防職員の権限	他人の建物や土地への立ち入りを行う権限	○	○	○
	消火活動中の近隣建物を破壊する権限	×	○	○
	道路を優先的に通行する権限	○	○	○
	特定の区域への一般人の立ち入りを制限する権限	○	×	○
国家公務員・地方公務員の別		地方公務員	地方公務員	地方公務員
職業的消防職員とボランティア消防職員の数		職業的職員：51,722人 （常勤職員と非常勤職員の区別有り） ボランティア職員：存在しない	職業的職員：約5,500人 ボランティア職員：約21,400人	職業的職員：約12,500人 （うち常勤：約3,500人） （うち非常勤：約9,000人） ボランティア職員：存在しない
職業的消防職員とボランティア消防職員の関係		—	同一の消防機関で勤務している。	非常勤の職業的消防職員は、地方部に存在する。
職業的消防職員の労働基本権の状況	概要（他の一般公務員との比較）	労働基本権の状況は、一般公務員と同様	労働基本権の状況は、一般公務員と同様	労働基本権の状況は、一般公務員と同様
	団結権	○	○	○
	団体交渉権	○	○	○
	協約締結権	○	○	○
	争議権	○	○ ただし、裁判官が争議権の行使を認めた場合に限る。	○
職業的消防職員の給与決定方式 （イ）当局との労働協約により決定 （ロ）法律その他の規範により決定 （ハ）その他		（イ）	（イ）	（イ）
（ロ）の場合、法律等を作成する際に労働組合と当局との合意は行われているか。		—	—	—
職業的消防職員について緊急時対応などを理由に労働基本権を制約する制度の有無		—	裁判官が認めた場合に限り、争議権を行使できる。	ストライキ時の職業的消防職員に職場復帰を命じる法律上の規定が存在する。
職業的消防職員のストライキ事例		2002年に職業的消防職員の全国的なストライキが発生（この際には、軍隊、非常勤消防職員、ストライキに参加しなかった職業的消防職員により消防活動が実施された。）	発生事例あり（ストライキの際は、軍隊等の機関が消防事務を実施した。）	発生事例あり（詳細は不明）

西ヨーロッパ③・東ヨーロッパ①		消防行政の概要及び職業的消防職員の労働基本権の状況等			
		スイス	スウェーデン	ギリシャ	
消防行政を所管する組織		州政府	国防省	市民擁護省消防局	
消防事務を実施する機関		地方自治体 (消防局)	消防救助隊	市民擁護省消防局	
その機関が所属する政府のレベル		市町村レベル	市町村レベル	国レベル	
消防機関の実施任務	消火活動	○	○	○	
	救急搬送	原則として病院が救急搬送業務を実施（ただし大都市で消防が実施する場合あり）	医療を所管する県レベルで実施	保健省所管の救急センターが実施	
	救助活動	○	○（ただし、自治体の能力を超える場合には、国レベルで対応）	○	
	災害、水害への対応	○ 市民保護当局や軍隊と共同で実施	○	○	
	予防行政	州の関係当局が実施	○	都市部は、消防局が実施 山林地帯は、経済省が実施	
	危険物の保安	州の関係当局が実施	○	○	
	武力攻撃事態における避難誘導	警察又は軍隊が実施	○	○	
消防職員の権限	国際救助支援	人道支援ユニット及び救助チェーンが実施	国の民間防衛庁が実施	○	
	他人の建物や土地への立ち入りを行う権限	○	○	○	
	消火活動中の近隣建物を破壊する権限	○	○	×	
	道路を優先的に通行する権限	○	○	○	
	特定の区域への一般人の立ち入りを制限する権限	○	○	○	
	国家公務員・地方公務員の別		地方公務員	地方公務員	国家公務員
	職業的消防職員とボランティア消防職員の数		職業的職員：1,169人 ボランティア職員：104,695人	職業的職員：約5,100人 臨時職員：約10,700人 ボランティア職員：5,000人以下	職業的職員：9,000人 ボランティア職員：2,500人
職業的消防職員とボランティア消防職員の関係		大都市、空港、化学工業所に14の職業的消防職員の組織がある。他方で、1604のボランティア消防職員の組織がある。	職業的職員は主要な都市部のみに、ボランティア職員は地方部に配置されている。なお、臨時職員は、全国的に配置されている。	同一の消防機関で勤務している。	
職業的消防職員の労働基本権の状況	概要（他の一般公務員との比較）	職業的消防職員は、協約締結権及び争議権が認められていない。 一般公務員については、協約締結権及び争議権も認められている。	労働基本権の状況は、一般公務員と同様	職業的消防職員について協約締結権及び争議権は認められていない。 一般公務員については、協約締結権及び争議権も認められている。	
	団結権 団体交渉権	○ ○	○ ○	○ 行政当局への要望の提出や要望実現のためのデモ行進は、認められている。	
	協約締結権 争議権	× ×	○ ○	× × 消防職員のストライキについては憲法上禁止されている。	
職業的消防職員の給与決定方式		（ロ）	（イ）	（ロ）	
（イ）当局との労働協約により決定				政府が作成した給与表が予算案に盛り込まれ、国会の議決を経て決定される。	
（ロ）法律その他の規範により決定					
（ハ）その他					
（ロ）の場合、法律等を作成する際に労働組合と当局との合意は行われているか。		通常、労働組合の団体は、法律制定に先立ち協議に参加する権利を有している。	—	行われていない。	
職業的消防職員について緊急時対応などを理由に労働基本権を制約する制度の有無		—	労使の基本合意の中で、職員団体の行動が害をなさないかどうか決定する特別委員会について規定されており、特別委員会は、職員団体の行為の是非を決定する。 （特別委員会は労使双方から各3名、独立の立場で3名の計9名で構成）	—	
職業的消防職員のストライキ事例		把握事例なし	1988年ストックホルムでストライキが発生（その間の緊急出動は適切に実施された。）	把握事例なし	

3

		ハンガリー	ポーランド	豪（ビクトリア州）
消防行政を所管する組織		地方自治省国家防災総局	内務・行政省国家消防庁	州緊急サービス支援・政策局
消防事務を実施する機関		公営消防団	県消防本部	大都市消防局及び地方消防局
その機関が所属する政府のレベル		市町村レベル	県レベル	回答なし
消防機関の実施任務	消火活動	○	○	○
	救急搬送	国立救急サービス会社、民間サービス会社が実施	医療サービスが実施	ビクトリア州救急が実施
	救助活動	○	○	消防機関のほか州緊急サービス、州警察等が実施
	災害、水害への対応	○	○	消防機関のほか州緊急サービス、州警察等が実施
	予防行政	○	○	○
	危険物の保安	○	○	○
	武力攻撃事態における避難誘導	地方セキュリティ委員会（市長、警察、市民警護団体、消防団等の代表者により構成）が実施	○ 軍隊も実施	○ 警察が実施
消防職員の権限	国際救助支援	○	○	○
	他人の建物や土地への立ち入りを行う権限	○	○	○
	消火活動中の近隣建物を破壊する権限	○	○	○
	道路を優先的に通行する権限	○	○	×
	特定の区域への一般人の立ち入りを制限する権限	○	○	×
国家公務員・地方公務員の別		地方公務員	地方公務員	地方公務員
職業的消防職員とボランティア消防職員の数		職業的職員：9,032人 ボランティア職員：1,426人	職業的職員：30,071人 ボランティア職員：695,758人	職業的職員：2,226人 ボランティア職員：58,943人
職業的消防職員とボランティア消防職員の関係		異なる活動地域において消防・救助活動を実施	職業消防職員は、消防救助隊において活動する。 ボランティア消防職員は、ボランティア消防サービス隊において活動する。	職業的消防職員は、主に都市部に配置され、ボランティア消防職員は、主に地方部に配置される。
労働基本権の状況	概要（他の一般公務員との比較）	職業的消防職員について協約締結権及び争議権は認められていない。 一般公務員については、協約締結権は認められているが、争議権は認められていない。	職業的消防職員は、一般公務員と異なり、争議権を有しない。	労働基本権の状況は、一般公務員と同様
	団結権	○	○	○
	団体交渉権	○	○	○
	協約締結権	×	○	○
	争議権	×	×	○
職業的消防職員の給与決定方式		（ロ） ただし、一般の公務員は協約により給与が決定される。	（ロ）	（イ）
（イ）当局との労働協約により決定 （ロ）法律その他の規範により決定 （ハ）その他 （ロ）の場合、法律等を作成する際に労働組合と当局との合意は行われているか。		行われていない。	行われていない。	—
職業的消防職員について緊急時対応などを理由に労働基本権を制約する制度の有無		—	—	—
職業的消防職員のストライキ事例		把握事例なし	把握事例なし	把握事例なし

		米（カリフォルニア州）	米（ニューヨーク州）	カナダ（オンタリオ州）
消防行政を所管する組織		州森林管理・防火局	州消防部	州地域安全・矯正サービス省
消防事務を実施する機関		消防局又は消防区	消防局又は消防区	市町村（消防局）
その機関が所属する政府のレベル		市町村レベル	市町村レベル	市町村レベル
消防機関の実施任務	消火活動	○ なお、州政府森林管理・防火局も林野火災等の場合には、消防活動を実施	○ なお、州消防部も林野火災等の場合には、消防活動を実施	○
	救急搬送	○	○	救急サービスが実施
	救助活動	○	○	○
	災害、水害への対応	○ 広域にわたる場合には、州森林管理・防火局も実施	○ 水害を除く。	○
	予防行政	○	○	○
	危険物の保安	○ 石油タンク規制は、州環境保護庁が実施	○	州基準安全局が実施
	武力攻撃事態における避難誘導 国際救助支援	主として、連邦緊急事態管理庁が実施 主として、軍隊、連邦保健福祉省、連邦緊急事態管理庁等が実施	消防、軍隊、警察等が実施 連邦から自治体まであらゆるレベルの機関が関与	警察が実施 連邦政府が実施
消防職員の権限	他人の建物や土地への立ち入りを行う権限	○	○	○
	消火活動中の近隣建物を破壊する権限	○	○ 現場司令官の判断により実施	○
	道路を優先的に通行する権限	○	○	○
	特定の区域への一般人の立ち入りを制限する権限	○	○	○
国家公務員・地方公務員の別		地方公務員	地方公務員	地方公務員
職業的消防職員とボランティア消防職員の数		職業的職員：40,908人 ボランティア職員：19,224人 （うち有償臨時職員：7,205人）	職業的職員：7,051人 ボランティア職員：81,251人 （うち有償臨時職員：329人）	常勤職員：約10,930人 非常勤職員：約220人 ボランティア職員：約19,150人
職業的消防職員とボランティア消防職員の関係		カリフォルニア州833消防機関では、同一の消防機関で勤務している。サンフランシスコ、ロサンゼルス等の主要都市の消防機関では、全て職業的消防職員から構成されている。	ニューヨーク州1,607消防機関では、同一の消防機関で勤務している。	州内468消防機関のうち 常勤職員のみで構成：31 常勤職員とボランティア職員で構成：168 ボランティア職員のみで構成：269
職業的消防職員の労働基本権の状況	概要（他の一般公務員との比較）	労働基本権の状況は、一般公務員と同様	労働基本権の状況は、一般公務員と同様	職業的消防職員は、一般公務員と異なり、争議権を有しない。
	団結権	○	○	○
	団体交渉権	○	○	○
	協約締結権	○	○	○
	争議権	× ただし、州最高裁において一般公務員については法令上争議権が認められていないものの、公衆衛生や安全を直ちに脅かすものでない限り争議権認める判決が出ている。	×	×
職業的消防職員の給与決定方式 （イ）当局との労働協約により決定 （ロ）法律その他の規範により決定 （ハ）その他 （ロ）の場合、法律等を作成する際に労働組合と当局との合意は行われているか。		（イ） —	（イ） —	（イ） —
職業的消防職員について緊急時対応などを理由に労働基本権を制約する制度の有無		—	—	—
職業的消防職員のストライキ事例		把握事例なし	1973年に約6時間にわたりニューヨーク市の職業的消防職員約10,900人がストライキを実施	把握事例なし

		メキシコ（メキシコ市）	ブラジル
消防行政を所管する組織		市消防局 （地域によっては州消防局の場合もある。）	各州 （首都であるブラジリアについては連邦区）
消防事務を実施する機関 その機関が所属する政府のレベル		消防局 市町村レベル （地域によっては州レベルの場合もある。）	消防団 州レベル
消防機関の実施任務	消火活動	○	○
	救急搬送	赤十字や一般病院等の民間団体が実施	○
	救助活動	○	○
	災害、水害への対応	○	○
	予防行政	○	○
	危険物の保安	○	○
	武力攻撃事態における避難誘導	○	○
	国際救助支援	○	○
消防職員の権限	他人の建物や土地への立ち入りを行う権限	○	○
	消火活動中の近隣建物を破壊する権限	○	○
	道路を優先的に通行する権限	○	○
	特定の区域への一般人の立ち入りを制限する権限	○	○
国家公務員・地方公務員の別		地方公務員	地方公務員
職業的消防職員とボランティア消防職員の数		職業的職員：1,550人 ボランティア職員：存在しない	職業的職員：約50,000人 ボランティア職員：存在しない
職業的消防職員とボランティア消防職員の関係		—	—
職業的消防職員の状況	概要（他の一般公務員との比較）	労働基本権の状況は、一般公務員と同様	軍人たる職業的消防職員には労働基本権が認められていない。 一般公務員には争議権まで認められている。
	団結権	○	×
	団体交渉権	○	×
	協約締結権	○	×
	争議権	○	×
給与決定方式 （イ）当局との労働協約により決定 （ロ）法律その他の規範により決定 （ハ）その他 （ロ）の場合、法律等を作成する際に労働組合と当局との合意は行われているか。		（ロ） 行われている。	（ロ） 労働組合が存在しないため回答不可
職業的消防職員について緊急時対応などを理由に労働基本権を制約する制度の有無		—	—
職業的消防職員のストライキ事例		2003年2月に20日間のストライキが実施 （その間の緊急出動は適切に実施された。）	把握事例なし

		インド	インドネシア	韓国 (※)
消防行政を所管する組織		内務省	内務省	消防防災庁消防政策局
消防事務を実施する機関 その機関が所属する政府のレベル		消防本部 州レベル	消防部門 州政府のもとに位置する地方自治体レベル	消防本部 広域自治団体レベル（日本の県に相当する道とソウル特別市等の広域市の計16団体）
消防機関の実施任務	消火活動 救急搬送	○ 州により異なる。（デリーの場合は、中央事故外傷サービスが実施）	○ 健康関連機関が実施	○ ○
	救助活動 災害、水害への対応	○ ○	主に大都市の消防機関は実施 ○ この他ジャカルタ特別州災害防止機関が実施 ○	○ ○ ○
	予防行政 危険物の保安	○ 化学・肥料省、石油・天然ガス省の所管	○ ○	○ ○
	武力攻撃事態における避難誘導	○ 警察や軍の指示の下で支援を行う場合あり	○ 軍隊及び警察が実施	○ ○
	国際救助支援	○	○ 国家救助機関と地方救助機関が実施	○ ○
	他人の建物や土地への立ち入りを行う権限 消火活動中の近隣建物を破壊する権限 道路を優先的に通行する権限 特定の区域への一般人の立ち入りを制限する権限	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ×	○ ○ ○ ○
国家公務員・地方公務員の別		地方公務員	地方公務員	地方公務員
職業的消防職員とボランティア消防職員の数		職業的職員：約125,000人 ボランティア職員：存在しない	職業的職員：回答なし （ジャカルタ特別市では、2001年現在で、2,433人との統計がある。） ボランティア職員：回答なし	職業的職員：回答なし （2001年現在で、23,153人との統計がある。） ボランティア職員：存在しない
職業的消防職員とボランティア消防職員の関係		消防専門のボランティア職員は存在しないが、民間防衛ボランティアというコミュニティの一部の組織が消防本部の消防活動の支援を行うことはある。	職業的消防職員とボランティア消防職員は、消防機関によって、一つの消防機関で勤務しているところもあれば、異なる組織で勤務していることもある。（地域差については不明。）	—
職業的消防職員の労働基本権の状況	概要（他の一般公務員との比較）	労働基本権の状況は、一般公務員と同様。	一般公務員も団結権は認められている。	職業的消防職員については、労働基本権が認められていない。 一般公務員については、 <u>団結権及び団体交渉権が認められている。</u>
	団結権	○	○ 職業的消防職員を含む一般の公務員には団結権が認められているものの、労働組合を結成していない。	×
	団体交渉権	○	回答なし	×
	協約締結権	○	回答なし	×
	争議権	○	回答なし	×
職業的消防職員の給与決定方式 （イ）当局との労働協約により決定 （ロ）法律その他の規範により決定 （ハ）その他		（イ）	（ロ）	（ロ）
（ロ）の場合、法律等を作成する際に労働組合と当局との合意は行われているか。		—	労働組合が存在しないため回答不可	労働組合が存在しないため回答不可
職業的消防職員について緊急時対応などを理由に労働基本権を制約する制度の有無		公共サービスの争議権を制限する基本サービス法により職業的消防職員の争議権を制限することができる。	—	—
職業的消防職員のストライキ事例		把握事例なし	把握事例なし	把握事例なし

※ 韓国は、ILO87号条約（結社の自由及び団結権の保護に関する条約）を批准していない。

		マレーシア	タイ（※）
消防行政を所管する組織		住宅・地方自治省	内務省
消防事務を実施する機関		消防救助局	首都であるバンコクはバンコク都消防局、 その他は、郡の下にある行政区が実施
その機関が所属する政府のレベル		連邦政府（国）レベル	首都であるバンコクは県と同列の都レベル、 その他は、行政区レベル （タイの地方制度は、県、郡、行政区、村 という系統になっている。）
消防機関の実施任務	消火活動 救急搬送	○ 連邦政府（国）レベルの各病院が実施	○ バンコク都においては、都医療局が、その 他の保健省が救急業務の指示等を実施（救 急車は各病院に配置）
	救助活動	○	○
	災害、水害への対応	○	○
	予防行政	○	○ ホテル検査は消防局、その他は公共事業局 が実施（バンコク都の場合）
	危険物の保安	○	○ 国のエネルギー省が実施
	武力攻撃事態における避難誘導	連邦政府レベルの軍及び警察が実施	○
	国際救助支援	○	○
消防職員の権限	他人の建物や土地への立ち入りを行う権限	○	○
	消火活動中の近隣建物を破壊する権限	○	○
	道路を優先的に通行する権限	○	○
	特定の区域への一般人の立ち入りを制限する権限	×	○
国家公務員・地方公務員の別		国家公務員	地方公務員
職業的消防職員とボランティア消防職員の数		職業的職員 ： 約13,000人 ボランティア職員 ： 約13,700人	職業的職員 ： 約2,000人 ボランティア職員 ： 約1,000人 （共に首都であるバンコク） （ボランティア職員については1992年現在、タイ 全土で約21万人存在するとの統計がある。）
職業的消防職員とボランティア消防職員の関係		ボランティア消防職員は、職業的消防職員が勤 務する消防機関とは、別に自主的に運営する組 織に勤務しており、職業的消防職員が勤務する 消防機関の補助を受けて業務に当たっている。	別々の機関で勤務している。 一般的には、ボランティア消防職員は、消 火活動の支援のみならず警察の業務等も支 援している。
職業的消防職員の労働基本権の状況	概要（他の一般公務員との比較）	労働基本権の状況は、一般公務員と同様	職業的消防職員が所属する類型の一般の公 務員にも労働基本権は認められていない。
	団結権	○	×
	団体交渉権	○	×
	協約締結権	○	×
	争議権	○	×
職業的消防職員の給与決定方式 （イ）当局との労働協約により決定 （ロ）法律その他の規範により決定 （ハ）その他		（イ）	（ロ）
（ロ）の場合、法律等を作成する際に労働組合と 当局との合意は行われているか。		—	労働組合が存在しないため回答不可
職業的消防職員について緊急時対応などを理由に 労働基本権を制約する制度の有無		緊急時の出動の際には、労働基本権の行使が制 約されることが、制度として認められている。	—
職業的消防職員のストライキ事例		把握事例なし	把握事例なし

※ タイは、ILO87号条約（結社の自由及び団結権の保護に関する条約）を批准していない。